

農地の現状変更届の指導要綱を見直しました

問い合わせ先：農業委員会 ☎46-5567

農業委員会では、農地転用許可が不要とされる盛土・切土などによる農地の形状変更について、届出など必要な事項を指導要綱で定めています。

今回、農地の効率的な利用を図るとともに、周辺土地への悪影響を防止するため、全面的に見直しを行い、4月1日から実施します。主な改正点は次の通りです。

- ①現状変更を行う事業主(耕作者)の責務事項を明確にしました。
- ②工事を行う期間は最長で6カ月以内とし、延長する場合も最大6カ月(通算1年以内)としました。

※ 工期内に完了しないと見込まれる場合は、一時転用申請の手続きが必要です。

③農機具庫などの農業用施設用地(200㎡未満に限る)とする場合も計画図(平面図、配置図)を添付した現状変更届の提出が必要で、

④届出を提出する場合は、前もって地区担当農業委員の現地確認を受けていただきます。

⑤届出に当たっては、隣接農地所有者等の同意が必要です。

保育ボランティアを募集します

問い合わせ先：平泉保育所 ☎46-2767

平泉保育所では、保育ボランティアを募集しています。

現在7人が登録し、毎週土曜日の9時から12時までと新入園児が集団生活に慣れるまでの期間お手伝いをいただいています。

子どもたちと一緒に遊び、楽しい時間を過ごしてみたいと思ってる人であればどなたでも参加できる内容です。詳しい内容や申し込みは、平泉保育所までご連絡ください。

4月21日(日)は一斉清掃の日

問い合わせ先：町民福祉課 ☎46-5562

みんなで協力して、公衆衛生の向上を図り、清潔で住みよい町にしましょう。

■清掃場所：住宅周辺、道路、河川、公園など

※ 地区によって、清掃場所や時間が異なります。詳細は、各行政区や班の指示に従ってください。

■ごみの排出先と排出方法

▽集めたごみは各地区の集積所にお願います。

▽燃やすごみや燃やさないごみなどに分類し「指定袋」に入れてください。

■分別区分

▽びん：汚れが取れないものは「燃やさないごみ」に分別してください。

▽ペットボトル：汚れの取れないものは、「燃やすごみ」に分別してください。

▽缶：汚れの取れない缶は「燃やさないごみ」に分別してください。

▽プラスチック製容器包装、発泡

スチロール、食品トレイ：汚れた取れないものは「燃やすごみ」に分別してください。

■一般家庭ごみの区別

▽一般家庭ごみと区分するため、一斉清掃で回収した袋にはマジックなどで「一斉清掃」と必ず記入し一斉清掃と分かるようにしてください。(記入がない場合にはルール違反ごみのステッカーが貼られる場合があります)

■不法投棄の取り扱い

▽不法投棄による粗大ごみなどを発見した場合には、回収しないで現状のまま、町民福祉課または駐在所まで連絡してください。(法律により罰則を適用)

■回収

▽集められたごみは業者が収集運搬します。一般家庭ごみの収集日に回収しますので、その間、集積所にごみが残っている場合があります。

▽側溝清掃などによる土砂、汚泥については回収できません。



育英資金の貸し付けを行っています

申し込み・問い合わせ先：教育委員会 ☎46-5576

■出願資格

町内に住所を有する人の子弟で、高等学校、国立高等専門学校、大学およびこれに準ずる各種学校に在学し、経済的な理由により修学が困難な人

■受付期間

4月10日(水)～5月10日(金)

■提出書類

▽育英資金貸付願書(現在の学部・学科を志望した理由、将来の目標などについての作文を添付)

▽住民票(願出人と保護者分)

▽在学証明書

▽所得証明書(家族の所得証明書か源泉徴収票の写し)

■貸付金

- ①高校Ⅱ月額1万円以内
 - ②高専Ⅱ月額1万7千円以内
 - ③大学Ⅱ月額3万9千円以内
- 貸付期間：平成25年4月から
■貸付決定：選考委員会を経て町長が決定します。

町民農園の利用者募集

問い合わせ先：建設水道課 ☎46-5569

■募集区画

6区画

■農園場所

平泉地区水辺プラザ内

■区画面積

約300平方メートル

■利用期間

1年(更新可能)

■利用条件

- ①町民農園利用者会(年会費1千円)へ入会し、高館橋下流側水辺プラザの環境管理(除草、水害後のゴミ撤去等)などを実施すること
- ②町内の個人、団体であること
- ③農園における作物の栽培は、

自家消費の物に限定すること

■申し込み方法

町民農園利用許可申請書を北上川治水対策室(建設水道課内)に提出してください。申請書は、北上川治水対策室にあります。

■申込期限

4月26日(金)

※申し込みが多数ある場合は抽選となります。

■その他：浸水の可能性がある場所でもあるため、畑地への給水や農機具格納などの施設は設置できません。(畑作業駐車場あり)

春の狂犬病予防注射

問い合わせ先：保健センター ☎46-5571

「狂犬病予防法」により、狂犬病予防注射は年1回の接種が義務づけられています。

■日時

左表の通り

■接種対象

生後91日以上の子犬

■料金

3100円(おつりのない)

▽注射時には、保健センターから送付されるハガキと注射料金を忘れずに持参してください。

▽注射中に犬が逃げ出すことのない

いよう、事前に首輪などの点検をお願いします。

▽排泄物の処理は、飼い主が責任を持って行ってください。

▽訪問注射を希望する場合や期間中に注射を受けられない場合は、後日動物病院に連絡の上、接種してください。

■犬の登録も忘れずに

当日、注射会場では犬の登録も実施します。登録料は3千円(注射料金と別途)です。

予防注射日程

期日	場 所	時 間
4月8日(月)	14区公民館	9:00~9:15
	長部地区交流センター	9:30~9:45
	小島神社鳥居付近	10:00~10:15
	20区コミュニティセンター	10:30~10:40
	旧小島小学校付近	10:55~11:10
4月9日(火)	長島体育館	11:25~11:55
	大佐公民館	9:00~9:15
	佐野公民館	9:30~9:40
	祇園公民館	9:50~10:00
	12区町浄水場付近	10:15~10:30
4月10日(水)	13区公民館	10:45~11:00
	2区公民館	11:15~11:30
	瀬原屯所付近	11:45~11:55
	3区雷神社付近	9:00~9:05
	戸河内コミュニティセンター	9:20~9:25
4月10日(水)	小野寺誠吉様宅付近	9:40~9:45
	4区ふれあいセンター	10:00~10:10
	5区公民館	10:25~10:35
	6区河原橋付近	10:50~11:00
	7区公民館	11:15~11:25
町保健センター	11:40~12:10	